

損害賠償及び和解に関する件

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市手稲区在住者

2 事故の概要

(1) 平成28年9月12日、札幌市豊平区平岸4条10丁目1番路上において、保健福祉局の動物捕獲業務用の自動車が、左方から走行してきた相手方が運転する自動車と衝突した。

(2) これにより、相手方は、頸椎捻挫、両手関節捻挫、腰椎捻挫、両肩関節捻挫、右肩甲部打撲、外傷性頭痛、右鎖骨部打撲、右下腿打撲及び擦過創、右上腕部から前腕部にかけての打撲並びに背部打撲を負い、約7か月間通院し、頸部に神経障害の後遺症を負った。

なお、この事故は、平成29年第2回定例市議会議案第18号と同一の事故である。

3 損害賠償の額

3,621,916円

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。